

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 納税の猶予</p> <p>3 6 及び 3 7 略</p> <p>3 8 換価の猶予</p> <p style="padding-left: 2em;">滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるときは、地方団体の長は<u>職権又は滞納者の申請により換価の猶予</u>をすることができるものとされていること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、この場合においては、法に定める担保を徴しなければならないものであること。（法 1 5 の 5 ・ <u>1 5 の 6</u> ・ 1 6）</p> <p>3 9 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 節 還付</p> <p>4 3 略</p> <p>4 4 還付加算金</p> <p style="padding-left: 2em;">（1） 過誤納金を還付し、又は充当する場合に加算すべき還付加算金の計算に当たっては、過誤納金を過納金と誤納金とに区分するとともに、過納金については原則として過納に係る地方団体の徴収金の額が地方団体の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか納税者の申告によって確定したものであるかによって区分し、それぞれその計算期間の始期を異ならせることとされているものであること。<u>（イに該当する場合を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">なお、還付加算金の計算に当たっては次の諸点に留意すること。（法 1 7 の 4、令 6 の 1 3 ③・ 6 の 1 5）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 納税の猶予</p> <p>3 6 及び 3 7 略</p> <p>3 8 換価の猶予</p> <p style="padding-left: 2em;">滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるときは、地方団体の長は_____</p> <p style="padding-left: 2em;">____換価の猶予をすることができるものとされていること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、この場合においては、法に定める担保を徴しなければならないものであること。（法 1 5 の 5 _____ ・ 1 6）</p> <p>3 9 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 節 還付</p> <p>4 3 略</p> <p>4 4 還付加算金</p> <p style="padding-left: 2em;">（1） 過誤納金を還付し、又は充当する場合に加算すべき還付加算金の計算に当たっては、過誤納金を過納金と誤納金とに区分するとともに、過納金については原則として過納に係る地方団体の徴収金の額が地方団体の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか納税者の申告によって確定したものであるかによって区分し、それぞれその計算期間の始期を異ならせることとされているものであること。_____</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、還付加算金の計算に当たっては次の諸点に留意すること。（法 1 7 の 4、令 6 の 1 3 ③・ 6 の 1 5）</p>

ア 法第17条の4第1項第1号の更正により納付し、又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金に係る過納金とは、増額の更正により納付し、又は納入すべきことが確定した増加額について減額の更正があったことにより生じた過納金をいうものであること。

なお、第二次納税義務者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金の額につき生じた過納金は、法第17条の4第1項第1号の過納金とみなされているものであること。

イ 法第17条の4第1項第3号の所得税の更正又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により納付し、又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金とは、 _____ 所得税の課税標準である所得を基準として課した道府県民税若しくは市町村民税の所得割又は個人の事業税につき所得税における減額の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあっては、更正の請求に基づくものに限る。）に基因して減額の賦課決定がなされたことにより生じた過納金をいうものであり、これら以外の税目（国民健康保険税等）につき減額の賦課決定がなされたことにより生じた過納金は含まれないものであること。この場合における過納金に係る還付加算金については、これらの税が _____ 所得税の課税標準である所得を基準として課したものであることにかんがみ、所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1か月を経過する日の翌日をもってその計算期間の始期とされているものであること。

ア 法第17条の4第1項第1号の更正により納付し、又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金に係る過納金とは、増額の更正により納付し、又は納入すべきことが確定した増加額について減額の更正があったことにより生じた過納金をいうものであること。

なお、第二次納税義務者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金の額につき生じた過納金は、法第17条の4第1項第1号の過納金とみなされているものであること。

イ 法第17条の4第1項第3号の所得税の更正 _____ に基因してされた賦課決定により納付し、又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金とは、申告により納付すべき額が確定した所得税の課税標準である所得を基準として課した道府県民税若しくは市町村民税の所得割又は個人の事業税につき所得税における減額の更正 _____ に基因して減額の賦課決定がなされたことにより生じた過納金をいうもので _____ であること。この場合における過納金に係る還付加算金については、これらの税が納税者の申告した所得税の課税標準である所得を基準として課したものであることにかんがみ、所得税の更正の通知が _____ された日の翌日から起算して1か月を経過する日の翌日をもってその計算期間の始期とされているものであること。

なお、所得税の納付額が決定により確定した場合又は更正により増加した場合において、当該決定に係る所得税又は増加した所得税の課税標準である所得を基準として課したこれらの税に係る過納金については、同項第1号の規定の適用があるものであること。

ウ 略

(2) 略

4 5 略

第 2 章 市町村民税

第 1 節 納税義務者

第 2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第 2 条第 5 号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第 2 9 4 条第 1 項第 5 号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法 2 9 4 ①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 外国法人について、法第 2 9 2 条第 1 項第 1 4 号に規定する恒久的施設の

ウ 略

(2) 略

4 5 略

第 2 章 市町村民税

第 1 節 納税義務者

第 2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第 2 条第 5 号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第 2 9 4 条第 1 項第 5 号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法 2 9 4 ①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 外国法人について、令第 4 6 条の 4 に規定する場所の

具体的認定に当たっては道府県民税と相違を生じないようにすること。(法294⑤)

(2)～(5) 略

9～11 略

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。
なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

13～21の2 略

第4 税率及び税額の計算

22～24の5 略

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 申告特例対象寄附者とは、地方団体に対する寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。(法附則7⑧)

ア 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第

具体的認定に当たっては道府県民税と相違を生じないようにすること。(法294⑤)

(2)～(5) 略

9～11 略

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。――

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

13～21の2 略

第4 税率及び税額の計算

22～24の5 略

120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

イ 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第317条の2第1項から第5項の規定による申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

（2） 申告特例の求めは、地方団体に対する寄附金を支出する際行うことができるものであること。（法附則7⑧）

（3） 申告特例申請書の提出を受ける地方団体は、当該申請書に記載された事項が申告特例通知書により通知され課税資料となることに鑑み、適切に対応すること。（法附則7⑧）

（4） 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う地方団体の長の数は、同一年に同一の地方団体の長に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。（法附則7⑨）

（5） 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によるものとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面（正本に限る。）

によらなければならないものであること。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすことができるものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請ししなければならないこと。（法附則7⑩・⑪）

（6） 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年1月10日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。

また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた地方団体の長は、これらの申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知するものとする。こと。（法附則7⑫）

（7） 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成されたものを書面により送付するものであること。（法附則7⑬）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

（8） 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下（8）から（13）までにお

いて同じ。)をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。(法附則7⑬)

(9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。(法附則7⑬)

(10) (8)又は(9)等の場合において、申告特例通知書の送付を受けていた市町村長は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとみなされた者について、当該通知書の送付に基づく控除が適用されなくなるものであること及び当該申告特例通知書に係る寄附金についての控除の適用は寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出等によって受けることとなることに鑑み、当該納税義務者が改めて必要な手続を行う契機等となるよう、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとされた旨の通知その他必要な措置(寄附金控除を受けるための手続に関する解説等)を講ずるべきものであること。(法附則7⑬)

(11) 申告特例の求めを行った者が申告特例控除額の控除を受けていた場合については、地方税の税額を増加させる賦課決定であっても、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができるものであること。(法17の5③、法附則7の2⑥)

(12) 平成27年3月31日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成27年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附

金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。

(13) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報を厳格に管理すること。

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること

。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 換金性の高いプリペイドカード等

② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2,000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品(特産品)の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の用途(寄附金の使用目的)について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品(特産品)送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

25 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額(当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあっては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控

25 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額

除限度額)並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するものであるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除を行うものであること。(法314の8、令48の9の2)

25の2～28 略

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2⑥～⑩)

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成31年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成31年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること

28の3 略

並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。

なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するものであるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除を行うものであること。(法314の8、令48の9の2)

25の2～28 略

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2⑥～⑩)

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること

28の3 略

第3節 申告制度

29～31 略

31の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1) 及び (2) 略

(3) 規則第2条の3の3第4項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書類が給与支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。

(6) 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長

第3節 申告制度

29～31 略

31の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1) 及び (2) 略

(3) 略

(4) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書 _____ は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長

に提出させるものであること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

31の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
。(法317の3の3)

(1) 及び (2) 略

(3) 規則第2条の3の6第3項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書類が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。

(6) 略

に提出させるものであること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

31の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
。(法317の3の3)

(1) 及び (2) 略

(3) 略

置法42の4 _____、法附則8①)

- (5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の10②・③・④・⑨・⑩・⑪）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の10⑤・⑫）
- (7) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の11②・③・④・⑨・⑩・⑪）
- (8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の11⑤・⑫）
- (9) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係る者を除く。）（措置法42の12②・⑤・⑥、法附則8③）
- (10) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の2、法附則8⑤）

置法42の4①～⑤・⑨、法附則8①)

- (5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除額若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除額及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除額（中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。）がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の4⑩、法附則8②）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の10②・③）
- (7) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の10⑤）
- (8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の11②・③）
- (9) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の11⑤）
- (10) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12 _____、法附則8⑤）
- (11) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の4、法附則8⑦）

(12) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑨）

45の2 45（4）及び（9）～（12）までにおける中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45（4）、（10）及び（11）における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45（9）における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45（12）における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

45の3 法人税割の課税標準である個別帰属法人税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいうものであること。（法292①ⅣのⅡ）

(1) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零以上であるとき又は、個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

(2) 及び（3） 略

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあつて

係るものを除く。）（措置法42の12の2、法附則8⑦）

(12) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の4、法附則8⑨）

(13) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑩）

45の2 法人税割の課税標準である個別帰属法人税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいうものであること。（法292①ⅣのⅡ）

(1) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零以上であるとき又は、個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であつて調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

(2) 及び（3） 略

45の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあつて

は、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法_____第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法_____第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのIII_____）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、_____特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（連結法人（その連結親法人が中小連結親法人に該当するものに限る。以下（4）において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）_____

_____（措置法68の9_____、法附則8②）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③・④・⑩・⑪・⑫_____）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控

は、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのIII、法附則8④）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（連結法人（その連結親法人が中小連結親法人に該当するものに限る。以下（4）において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除（連結法人の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9①～⑤・⑨、法附則8③）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③_____）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控

除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の15②・③・④・⑨・⑩・⑪）

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の2②・⑤・⑥、法附則8④）

(8) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の3、法附則8⑥）

(9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑧）

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑩）

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法292①IVのIV_____、令45の3）

(1)～(6) 略

45の6 45の4(4)における中小連結親法人及び(7)から(10)までににおける中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(4)における中小連結親法人に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45の4(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45の4(8)及び(9)における中小企業者等に該当する法人で

除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の15②・③_____）

(7) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑥）

(8) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の3、法附則8⑧）

(9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑩）

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の6_____、法附則8⑫）

45の4 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法292①IVのIV、法附則8④、令45の3）

(1)～(6) 略

あるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が45の4(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

46及び47 略

48 保険業法に規定する相互会社（以下本節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法292④IVのVホ・312①、令45の5）

(1) 及び (2) 略

48の2 法第292条第1項第4号の5の資本金等の額とは、法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法(平成17年法律第86号)に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについては、この限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法第292条第1項第4号の5イからニの規定により計算した金額が、当該算定期間終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を均等割の税率適用区分の基準とすること。（法292④IVのV、法321の8④・⑤・⑥）

46及び47 略

48 保険業法に規定する相互会社（以下本節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法292④IVのV・312①、令45の3の2）

(1) 及び (2) 略

48の3 法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額の算定に当たっては、同号イ（2）及び（3）に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、同号イ（2）及び（3）に掲げる金額を減算することができるものであること。

48の4 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告における均等割の算定に用いる資本金等の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）第1条の規定による改正前の法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額とすること。（平成27年改正法附則15⑨）

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法 第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、 前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である 法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法 第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、 当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である

法人税額に対する租税特別措置法_____第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法_____第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法_____第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5

法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額_____

_____に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5

項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

50及び51 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8④)

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の9.7を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。(令48の13⑧)

(3) 略

項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

50及び51 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額_____又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第6項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第7項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8④)

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の9.7を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。(令48の13⑦)

(3) 略

(4) 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における市町村民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第9項の規定による額を当該事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令48の13⑨)

(5) 略

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（6）及び（8）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、又は現物出資法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。(令48の13⑩～⑰)

ア及びイ 略

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下（7）及び（8）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。(令48の13⑱)

(8) 令第48条の13第2項に規定する所得等申告法人（以下（8）において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の

(4) 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における市町村民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第8項の規定による額を当該事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令48の13⑧)

(5) 略

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（6）及び（8）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、又は現物出資法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。(令48の13⑨～⑰)

ア及びイ 略

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下（7）及び（8）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。(令48の13⑳)

(8) 令第48条の13第1項に規定する所得等申告法人（以下（8）において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の

全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令48の13⑳～㉑）

ア及びイ 略

- (9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第8項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の4の規定により補正することとされているものであること。（令48の13）

- (10) 法第321条の8第24項の規定による法人税等の額の控除に関する規定は、令第48条の13第31項の規定の定めるところにより申告に係る控除に関して記載された金額を限度として適用するものであること。

53～55 略

56 法人が連結納税の適用を受ける場合には、法人税法第81条の9第2項及び同条第4項に定める場合を除くほか、当該法人の連結納税適用前に生じた欠損金額又は災害損失欠損金額は連結所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の市町村民税については、当該損金の額に算入できない欠損金額又は災害損失欠損金額を基に算定した控除対象個別帰属調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 略

全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令48の13㉑～㉒）

ア及びイ 略

- (9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の4の規定により補正することとされているものであること。（令48の13）

- (10) 法第321条の8第24項の規定による法人税等の額の控除に関する規定は、令第48条の13第30項の規定の定めるところにより申告に係る控除に関して記載された金額を限度として適用するものであること。

53～55 略

56 法人が連結納税の適用を受ける場合には、法人税法第81条の9第2項及び同条第4項に定める場合を除くほか、当該法人の連結納税適用前に生じた欠損金額又は災害損失欠損金額は連結所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の市町村民税については、当該損金の額に算入できない欠損金額又は災害損失欠損金額を基に算定した控除対象個別帰属調整額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 略

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下56、56の2及び56の3において「被合併法人等」という。）について控除対象個別帰属調整額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人（56の2及び56の3において「合併法人等」という。）の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除すること。（法321の8⑦）

(3)～(5) 略

56の2 控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で零を超えるものをいう。以下56の2において同じ。）が生じた場合においては、法人の市町村民税について、当該控除対象個別帰属税額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑨）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除すること。（法321の8⑩）

(2)及び(3) 略

56の3 法人が法人税法第80条（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定によって欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第8

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下56、56の2及び56の3において「被合併法人等」という。）について控除対象個別帰属調整額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人（56の2及び56の3において「合併法人等」という。）の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除すること。（法321の8⑦）

(3)～(5) 略

56の2 控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で零を超えるものをいう。以下56の2において同じ。）が生じた場合においては、法人の市町村民税について、当該控除対象個別帰属税額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑨）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除すること。（法321の8⑩）

(2)及び(3) 略

56の3 法人が法人税法第80条（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定によって欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第8

1条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8⑫・⑮）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）又は控除対象個別帰属還付税額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑬・⑯）

(2) 及び(3) 略

57 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。（法321の8⑤・⑨・⑫）

1条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8⑫・⑮）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）又は控除対象個別帰属還付税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑬・⑯）

(2) 及び(3) 略

57 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。（法321の8⑤・⑨・⑫）

・⑮ _____、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12 _____)

第3章 固定資産税

第6節 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置

44 住宅から除外される「別荘」とは、日常生活の用に供しない家屋又はその部分（毎月1日以上の居住（年間を通じてこれと同程度の居住を含む。）の用に供するもの以外のもの）のうち専ら保養の用に供するものをいい、例えば週末に居住するための郊外等の家屋、遠距離通勤者が平日に居住するための職場の近くの家屋等については、住宅の範囲に含めるのが適当であること。（法附則15の6から15の10まで）

第7節 土地に係る固定資産税の特例

45 市町村長は、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格によって決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。（法附則17の2⑩）

46 負担調整措置の対象となる土地については、平成27年度から平成29年度までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額（商業地等に係る部分に限る。）の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。（法432①、

・⑮、法附則8②、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の2③)

第3章 固定資産税

第6節 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置

44 住宅から除外される「別荘」とは、日常生活の用に供しない家屋又はその部分（毎月1日以上の居住（年間を通じてこれと同程度の居住を含む。）の用に供するもの以外のもの）のうち専ら保養の用に供するものをいい、例えば週末に居住するための郊外等の家屋、遠距離通勤者が平日に居住するための職場の近くの家屋等については、住宅の範囲に含めるのが適当であること。（法附則15の6から15の9まで）

第7節 土地に係る固定資産税の特例

45 市町村長は、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格によって決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。（法附則17の2⑩）

46 負担調整措置の対象となる土地については、平成24年度から平成26年度までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額（商業地等に係る部分に限る。）の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。（法432①、

法附則 28①・②)

47 略

第8節 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例

48 略

49 平成5年1月1日に所在する特定市の市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準とするが、平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に係る_____固定資産税については、当該市街化区域農地の課税標準となるべき価格の3分の1の額に市街化区域設定年度からの年数（平成6年度から平成9年度までにあつては、当該各年度）に必ずる一定の軽減率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とすることとされているものであるが、具体的な取扱いに当たっては、別途「市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の取扱いについて」（平成6年4月1日付自治固第27号）を参照されたいこと。（法附則19の3①③、29の7①）

50 略

第4章 軽自動車税

1～12 略

13 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに係る平成28年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項から第3項までの規定により読み替えられた法第44条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。したがって、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車については、排出ガス性能等を求めるた

法附則 28①・②)

47 略

第8節 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例

48 略

49 平成5年1月1日に所在する特定市の市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準とするが、平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に係る平成6年度から平成9年度までの各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地の課税標準となるべき価格の3分の1の額に当該各年度_____に必ずる一定の軽減率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とすることとされているものであるが、具体的な取扱いに当たっては、別途「市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の取扱いについて」（平成6年4月1日付自治固第27号）を参照されたいこと。（法附則19の3①__、29の7①）

50 略

第4章 軽自動車税

1～12 略

め、窒素酸化物の排出量及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率等を把握する必要があること。なお、平成27年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車にかかる上記の特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については、平成27年度分ではなく平成28年度分の軽自動車税に適用されること。（法附則30①・②・③（平成28年4月1日時には、法附則30③・④・⑤））

14 略

15 略

16 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。）により走行するものをいうものであること。（法附則30①、則附則8の3の3②）

17 略

第9章 目的税

1及び2 略

3 事業所税に関する事項

(1)～(4) 略

(5) 非課税

ア 社会福祉事業の用に供する施設については、事業所税を課税することができないこととされているのであるが、このうち介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する施設とは、規則第10条の7の3第3項に規定する証明を受けた施設をいうものであること。（法701の34③XのVII）

イ 一般送配電事業、送電事業又は発電事業（以下「電気事業」という。）の用に供する施設で政令で定めるもの（以下「電気工作物等」という。）については、事業所税を課税することができないこととされているのであるが、

13 略

14 略

15 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。）により走行するものをいうものであること。（法附則30①、則附則8の3の4②）

16 略

第9章 目的税

1及び2 略

3 事業所税に関する事項

(1)～(4) 略

(5) 非課税

ア 社会福祉事業の用に供する施設については、事業所税を課税することができないこととされているのであるが、このうち介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する施設とは、規則第10条の7の3第3項に規定する証明を受けた施設をいうものであること。（法701の34③XのVII）

営業所等の電気工作物等以外の施設に係る事業所等については課税対象となるものであり、主として電気事業以外の事業を営む納税義務者が併せて電気事業を行う場合についても、非課税の対象となる施設が電気工作物等に限られることについては、専ら電気事業のみを営む納税義務者に係る取扱いと同様であること。(法701の34③XVI)

ウ 略

エ 略

(6)～(9) 略

4 都市計画税に関する事項

(1)～(12) 略

(13) 土地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずることとされていること。(法附則25・26・27の2)

(14) 略

5～7 略

イ 略

ウ 略

(6)～(9) 略

4 都市計画税に関する事項

(1)～(12) 略

(13) 土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずることとされていること。(法附則25・26・27の2)

(14) 略

5～7 略